

中華人民共和國海南自由貿易港法(草案)

日本語仮訳

目次

- 第1章 総則
- 第2章 貿易の自由化及び利便化
- 第3章 投資の自由化及び利便化
- 第4章 財政・税収制度
- 第5章 生態環境保護
- 第6章 産業発展及び人材支援
- 第7章 総合措置
- 第8章 附則

第1章 総則

第1条 ハイレベルの中国の特色ある海南自由貿易港を建設し、より高い水準の改革・開放という新局面を創り上げ、開かれた経済新体制を確立し、社会主義市場経済の安定かつ健全で持続可能な発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 国は海南島全島に海南自由貿易港を開設する。

第3条 海南自由貿易港の建設に当たり、中国の特色を反映し、グローバル経験を参考にし、海南の戦略的位置づけをめぐり、海南の優位性を発揮し、改革・革新を推進し、リスクヘッジを強化し、ハイレベルの経済貿易規則を構築しなければならない。

海南自由貿易港の建設において、革新、調和、グリーン、開放、共有といった新しい発展理念を貫き、ハイクオリティな発展を堅持し、トータル的な

国家安全観を堅持し、国民を中心とすることを堅持し、経済繁栄、社会文明、暮らしやすい生態環境を有し、国民が幸せになれる海南自由貿易港を建設しなければならない。

第4条 国は段階を分けて順次に海南自由貿易港を建設し、ハイレベルな貿易・投資自由化及び利便化政策を実施し、各種生産要素のクロスボーダー、自由で秩序のある、安全で便利な流通と近代産業体系を支えに、特例的な税收制度の適用、高効率な社会ガバナンス体制と整備された法治体系を保障として、法治化、グローバル化、利便化したビジネス環境と公平で統一した高効率な市場環境を成し遂げる。

第5条 海南自由貿易港は、最も厳しい生態環境保護制度を実施し、生態第一、綠色発展を堅持し、生態文明体制メカニズムを革新し、国家生態文明試験区を建設する。

第6条 国は海南自由貿易港の建設指導メカニズムを確立し、海南自由貿易港の建設に関する重要政策及び重要事項の統括し調和する。

国は海南自由貿易港の建設に適する行政管理体制を確立し、貿易、投資及び関連金融、税関、海事、税務等方面の監督管理モデルを革新する。国务院の投資主管、財政、商務主管、金融監督管理、税関等部門はそれぞれの職責区分に応じて、海南自由貿易港の建設関連作業を指導し推進する。

海南省人民政府は着実に自らの責任を履行し、組織指導を強化し、海南自由貿易港の建設に関連する各種作業を全力で推進しなければならない。

第7条 国は、海南自由貿易港の建設及び発展を支持し、海南省が中央の要求及び法律規定に基づき改革自主権を行使することを支持する。国务院及びその関連部門は、海南自由貿易港の建設に関する実際の需要に応じて、法に基づき海南省人民政府及びその関連部門に対し関連管理職権を授権し又は委託する。

第8条 海南自由貿易港は、社会ガバナンス体系の建設を強化し、政府機構改革及び職能転換を推進し、政府のサービス基準を規範化し、系統的で整

備され、科学的で規範化され、効果的に運用できる海南自由貿易港ガバナンス体系を構築しなければならない。

国は、海南自由貿易港行政区画の改革・革新を推進し、行政区画の設置と行政区画の構造体系の最適化を図る。

第9条 国は、海南自由貿易港が国際交流・提携を展開し、自主的に国際経済貿易規則の新しい発展動向に適応し、積極的にグローバル経済ガバナンス体系改革に参画することを支持する。

第10条 海南省人民代表大会及びその常務委員会は、本法に基づき、海南自由貿易港建設の実情及び実際の需要に合わせて、憲法の規定及び法律、行政法規の基本原則に則り、貿易、投資及び関連管理活動に対し法規（以下、「海南自由貿易港法規」という）を制定し、海南自由貿易港の範囲内で実施することができる。

海南自由貿易港法規は、全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告し届出しなければならない。法律又は行政法規に対し代替規定を制定した場合、融通の事情を説明しなければならない。

海南自由貿易港法規のうち、法に基づき全国人民代表大会及びその常務委員会によって制定すべき法律、又は国務院によって制定すべき行政法規の事項に関わる場合、それぞれ全国人民代表大会常務委員会又は国務院に報告し、その承認を受けてから発効する。

第2章 貿易の自由化及び利便化

第11条 国は、全島保税運営の海南自由貿易港税関監督管理特殊区域制度を確立し健全化する。効果的な監督管理の下で、輸出入自由、安全で便利な貨物貿易管理制度を確立し、サービス貿易管理措置を最適化し、貿易の自由化及び利便化を実現する。

第12条 国は、中華人民共和国の税関境界外のその他の国及び地域から海南自由貿易港に輸出入する貨物及び物品について、リスト管理を実施する。リストに含まれていない貨物、物品については自由に輸出入することがで

き、税関によって法に基づき監督管理を行う。

中華人民共和國税関は、港の公共衛生安全、国の玄関口での生物安全、食品安全、製品品質の安全管理制御を強化する。

海南自由貿易港で輸出入を禁止又は制限する貨物、物品リストについては、國務院の商務主管部門が國務院の関連部門及び海南省と共同で制定する。

第13条 海南自由貿易港から中華人民共和國の税関境界内のその他の地域(以下、「内地」という)に入る貨物については、原則として輸入規定に基づき、関連手続を行う。海南自由貿易港から内地に入る郵送物について、規定に基づき、監督管理を行う。海南自由貿易港から内地行きの輸送ツールについて、輸入管理を簡素化する。

内地から海南自由貿易港に入る貨物、物品及び輸送ツールについては、国内流通規定に従い管理する。内地の貨物が海南自由貿易港を経由して再び内地に入る場合、通関手続を行う必要がなく、海南自由貿易港内の税関監督管理作業場(ヤード)にて積卸を行い、その他の税関監督管理貨物と区分して保管し、かつ目立つ標識を付ける。

第14条 海南自由貿易港は、干渉の少ない、高い能率の税関による監督管理を行い、海南自由貿易港内の企業は法に基づき、自由に貨物取引及び関連活動を行うことができる。

国境外から発送され、海南自由貿易港で積み直し、分割・混載してから再び国境外に送り出した中継貨物について、税関手続を簡素化する。輸出入貨物については、海南自由貿易港内において保管期限を設けず、環境保護、安全生産などの要求に適合する前提で、自由に保管場所を選ぶことができる。

第15条 海南自由貿易港は通関の利便化政策を実施し、貨物の流通手続及び手続を簡素化する。法に基づき検査・検疫又は許認可書類による管理が必要とされる貨物を除き、貨物が海南自由貿易港に入る場合、税関は関連規定に基づき速やかに通関させ、市場主体に対し便利な通関サービスを提供する。

第16条 海南自由貿易港は、公平な對外貿易秩序を維持する。海南自由貿易港で適用する貿易救済措置の具体的方法については、國務院の商務主管部門が國務院の関連部門及び海南省と共同で制定する。

第17条 海南自由貿易港は、クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストによる管理制度を実施する。リスト以外のクロスボーダーサービス貿易については、内外一致という原則に従い管理し、かつそれに見合った資金支払いと移転制度を実施する。

海南自由貿易港のクロスボーダーサービス貿易ネガティブリストについては、國務院の商務主管部門が國務院の関連部門及び海南省と共同で制定する。

第3章 投資の自由化及び利便化

第18条 海南自由貿易港は、ハイレベルな投資自由化・利便化政策を実施し、投資促進及び投資保護制度を整備し、財産権の保護を強化し、公平な競争を保障し、公開、透明、予測できる投資環境を築き上げる。

海南自由貿易港は投資参入を全面的に開放し、但し、国家安全、社会安定、生態保護のレッドライン、重大な公共利益等、国が参入管理を実施している分野に関わる場合は、この限りではない。

第19条 海南自由貿易港は、外商投資に対し参入前内国民待遇に付け加えネガティブリストによる管理制度を実施する。海南自由貿易港の外商投資ネガティブリストについては、國務院の商務主管部門が國務院の関連部門と海南省と共同で制定し、國務院に報告し、その承認を受けてから公布する。

第20条 国は海南自由貿易港の市場参入を緩和する。海南自由貿易港の市場参入緩和特別リストは、國務院の関連部門が海南省と共同で制定する。

海南自由貿易港は、経過監督管理を重点とする投資利便措置を実施し、逐次に市場参入の承諾即参入制を実施する。具体的方法については、海南省が國務院の関連部門と共同で制定する。

第21条 海南省自由貿易港は、便利、高効率、透明の原則に従い、作業手続を簡素化し、作業効率を高め、政務サービスを最適化し、市場主体の設立便利、経営便利、抹消便利等の制度を確立し、破産手続を最適化する。具体的方法については、海南省人民代表大会及びその常務委員会が制定する。

第22条 国は法に基づき自然人、法人及び非法人組織による海南自由貿易港内での投資、収益及びその他の合法的權益を保護し、中小投資者への保護を強化する。

第23条 海南自由貿易港内の自然人、法人及び非法人組織の知的財産権は、法に基づき保護を受け、知的財産権分野における信用分類の監督管理、信用失墜したものに対する懲戒処分等のメカニズムを確立し整備し、知的財産権への侵害行為について、厳格に法に基づき法的責任を追究する。

第24条 海南自由貿易港は、統一開放、競争に秩序のある市場体系を確立し、競争政策の基礎たる地位を強化し、公平競争審査制度を着実に実現し、独占禁止及び不正競争防止に関する法執行を強化し改善し、市場での公平な競争を保護する。

海南自由貿易港の各種市場主体は、参入許可、経営運営、基準制定、政府調達、優遇政策等の面において、法に基づき公平な待遇を享受し、平等に市場競争に参入することができる。具体的方法については、海南省人民代表大会及びその常務委員会が制定する。

第4章 財政税收制度

第25条 海南自由貿易港の開発・建設段階において、中央財政は実情に従い、税制変化状況に応じて、海南自由貿易港に対し適切な財政支援を行う。海南省が国务院の認可限度枠内で地方政府債券を発行し、海南自由貿易港プロジェクト建設を支援することを奨励する。政府主導、市場化方式で運営する海南自由貿易港建設投資ファンドを設立する。

第26条 海南自由貿易港は、発展の需要に応じて、自主的に生態補償性質以外の政府性質の基金の徴収を軽減、免除、猶予し、自主的に企業関連の行政事業性課金項目を設定できる。中央レベルの行政事業性課金については、中央の統一規定に従い行う。

第27条 海南自由貿易港は、税のしくみが簡単で科学的で、税制要素が充分で最適化で、税金負担レベルが著しく軽減され、収入の帰属が明白で、財政収支が基本的に均衡するという原則に従い、国の税制改革の方向性に合わせて、逐次に税制の簡素化を推進し、需要に合致する海南自由貿易港の税制体系を確立する。

第28条 全島保税運営、税制簡素統合の前に、一部の輸入商品について、輸入関税、輸入関連の増値税と消費税の徴収を免除する。全島保税運営、税制簡素統合の後に、海南自由貿易港は、輸入課税商品について、リスト管理を実施し、リスト以外の商品が海南自由貿易港に入る場合、輸入関税の徴収を免除する。輸入課税商品リストは国務院の財政部門が国務院の関連部門と海南省と共同で制定する。

第29条 貨物が海南自由貿易港経由で内地に入る場合、輸入貨物として課税する。但し、奨励類産業企業が生産する、輸入部材を含まない又は輸入部材を含むが海南自由貿易港で加工されその付加価値が一定の割合を超える貨物については、関税の徴収を免除する。

海南自由貿易港経由で内地に入る物品及び内地から海南自由貿易港に入る貨物、物品に関する税收管理弁法については、国務院の関連部門が海南省と共同で制定する。

第30条 海南自由貿易港に登録され、条件に適合した企業に対し、企業所得税の優遇政策を実施する。海南自由貿易港で条件に適合した個人に対し、個人所得税の優遇政策を実施する。

海南自由貿易港に旅游業、現代サービス業、ハイテク産業の企業に対し、全島保税運営、税制簡素統合の前に新たに増えた海外直接投資によって取得した所得について、企業所得税の徴収を免除する。

第31条 海南自由貿易港は、最適化した高効率で統一的な税收徴収管理体系を

確立し、税収徴収管理の科学化、情報化、グローバル化、国民利便化の水準を高め、国際的な税収徴収管理に関する連携を積極的に参画し、税収徴収管理の質と効率を高め、納税者の合法的権益を保護する。

第5章 生態環境の保護

第32条 海南自由貿易港は、生態環境影響評価とモニタリング制度を健全化させ、汚染を防止し、生態環境を保護する。天然資源資産財産権制度及び有償使用制度を健全化させ、資源の節約と高効率利用を促進する。

第33条 海南自由貿易港は、国土空間企画体系の構築を推進し、差別化した自然生態空間用途管制を実施し、国家公園を主体とする自然保護地体系を構築し、グリーンシティ化、美しい農村建設を推進する。

海南自由貿易港は、海洋生態環境を厳格に保護し、陸・海統括した生態システム保護・修復と汚染予防制御地域と連動したメカニズムを確立し健全させる。

第34条 海南自由貿易港は、厳格な輸出入環境安全許可管理制度を実施し、有害物質の輸入を禁止する。医療廃棄物等危険廃棄物の処理処置能力を向上させ、突発的な生態環境事件への緊急準備と対応能力を高め、生態リスクの予防と制御を強化する。

第35条 海南自由貿易港は、政府主導、企業と社会による関与、市場化運営、持続可能な生態保護補償メカニズムの構築を推進し、市場メカニズムを利用して生態環境保護を推進することを奨励する。

第36条 海南自由貿易港は、環境保護目標責任制と査定・評価制度を実施する。県レベル以上の地方人民政府は、同級人民政府で環境監督管理責務を負う部門及びその責任者並びに下級人民政府及びその責任者の年度査定を行い、環境保護目標達成状況一票否決制を実施する。

環境保護目標未達成地域について、当該地区での重点汚染物排出総量等の新規建設プロジェクトの環境影響評価書類の審査認可を一年間停止する。責任を負うべき地方人民政府及びその環境保護の責務を負うべ

き部門の主な責任者に対し、一年以内で抜擢任用又は重要職への転職を禁止し、かつ法に基づき処分を科する。

第37条 海南自由貿易港は、生態環境損害賠償責任の終身追究制を実施する。科学発展要求に反し、生態に重大な危害をもたらした関連責任者(すでに転勤、抜擢、転任、退職した者を含む)に対し、その責任を厳しく追究しなければならない。

第6章 産業発展及び人材支援

第38条 国は、海南自由貿易港による開放型・生態型・サービス型の産業体系の構築、旅游業、近代サービス業及びハイテク産業等の実体経済への積極的な発展を支持する。

第39条 海南自由貿易港は、国際観光消費センターの建設を推進し、観光と文化体育、健康医療、養老養生等の深化した融合を促進し、観光の新業態・新方式を育てる。

第40条 海南自由貿易港は、近代サービス業の対内、対外開放を深め、国際運送の中枢を構築し、港・産業・都市が一体となる発展を促進し、海運サービスインフラを完備させ、国際競争力を有する海運サービス体系を築き上げる。

海外の理工農医類のハイレベルの大学、職業専門学校は海南自由貿易港で学校を運営し、インターナショナルスクールを開設することができる。

第41条 国は、海南自由貿易港が重要科学研究インフラと条件プラットフォームを構築し、科学研究規律に適合する科学技術革新管理制度と国際科学技術提携メカニズムを構築することを支持する。

第42条 海南自由貿易港は、安全で秩序のある、便利なデータ移転管理制度を制定し、法に基づき国民、組織のデータに関する権益を保護し、秩序を立てて通信資源と業務開放を拡大し、データ分野の開放を拡大し、データを重要要素とするデジタル経済の発展を促進する。国は、海南自由貿易港が模索して地域性国際データ越境移転制度計画に加入することを支持

する。

第43条 海南自由貿易港は、高度な自由で便利、そして開放された運輸政策を実施し、より開放的な運航制度と船舶管理制度を確立し、「中国洋浦港」という船籍港を建設し、特殊船舶登記審査制度を実施する。空域管制と航路制限を緩め、運航権の資源配分を最適化し、輸送の利便化とサービス保障レベルを向上させる。

第44条 海南自由貿易港は、人材体制メカニズムの改革を深化させ、人材育成支援メカニズムを革新し、市場志向の人材の導入、認定と任用メカニズムを築き上げる。

第45条 海南自由貿易港は、高効率で便利な出入国管理制度を確立し、逐次により幅広い査証免除で入国できる政策を実施し、無査証滞在期間を延長し、出入国検査管理を最適化し、出入国通関の利便を提供する。

第46条 海南自由貿易港は、より開放した人材と滞在・居留政策を実施し、より緩やかな人員臨時出入国政策、より便利な就労査証政策を実施し、外国人就労許可について、ネガティブリストによる管理を実施し、居留制度をより一層完備させる。

第47条 海南自由貿易港は、海外の人員による就労資格試験の参加制限を緩め、条件に適した海外での専門分野資格認定について、単方向認可リスト制度を実施する。

第7章 総合的な措置

第48条 国務院は、海南自由貿易港の建設需要に従い、国務院が審査認可する農用地から建設用地への転用及び土地収用事項の審査認可を海南省人民政府に授権する。海南省人民政府は、海南省国土空間企画で明確となった生態保護レッドライン、永久基本農地面積、耕地及び林地保有量、建設用地総規模等の重要な指標を突破せず、かつ質の低下がないことを前提として、国の定めた条件に従い、全省の耕地、永久基本農地、林地、建設用地の配分・調整について審査認可する。

海南自由貿易港の建設において、着実に耕地を保護しなければならず、土地管理を強化し、集約した節約できる用地制度、評価基準及び既存建設用地の活用処置制度を確立する。休遊土地を存分に利用し、払下げ方式で土地使用権を取得し開発を行う土地について、払下契約で約定している竣工期限を一年超えても竣工していない場合、竣工するまで毎年払い下げた土地の時価の一定割合に相当する土地休遊費を徴収する。具体的方法については、海南省が制定するものとする。

海南自由貿易港は、都市農村及び農業墾区を一体とした調和の取れた発展及び小さい町の建設用地の新しいモデルを積極的に推進し、農墾地の資産化を推進する。

法に基づき海南自由貿易港の国家重大プロジェクトの海洋利用需要を保障する。

第49条 海南自由貿易港は、金融が実体経済に寄与することを堅持し、金融改革革新を推進し、率先して金融業の開放政策を着実に実施する。

第50条 海南自由貿易港は、ハイレベルの貿易投資自由化・利便化に必要とされる越境資金流動管理制度を確立し、段階毎に資本項目を開放し、逐次に非金融企業の外債項目下の完全両替自由を推進し、クロスボーダー貿易に関する決済の利便化を推進し、秩序を立てて海南自由貿易港と海外資金との自由で便利な流動を推進する。

第51条 海南自由貿易港内で許可を得た金融機関は、指定口座を通じて、又は特定地域でオフショア金融業務を営むことができる。

第52条 海南自由貿易港では、社会信用体系の応用を強化し、信用の高い企業及び個人に対し便利な措置を講じ、信用失墜した企業及び個人に対し制約と懲戒処分を行う。

第53条 海南自由貿易港は、多元化した商事紛争解決メカニズムを確立し、国際商事紛争事件の集中審判メカニズムを完備させ、国際商事仲裁、国際商事調停等の多くの非訴訟方式を通じて国際商事紛争を解決することを奨励する。

第54条 海南自由貿易港は、リスクプリアラームと予防・制御体系を確立し、重大

リスクを予防し解消する。

税関は港とその他の税関監督管理区域での日常監督管理、密輸の捜査及び後続の取締り業務を担当し、海南省人民政府は全省の密輸防止に関する総合管理業務を担当し、その他の地区との密輸防止に関する合同予防・合同管理メカニズムを築き上げる。

国は海南自由貿易港で外商投資安全審査制度を実施し、国家安全に影響を及ぼす又は影響を及ぼす可能性のある外商投資について安全審査を行う。

海南自由貿易港は、金融リスク予防・制御制度を確立し健全化し、サイバーセキュリティ等級保護制度を実施し、人員移動リスク予防・制御制度を確立し、伝染病と突発公共衛生事件のモニタリング・プリアラームメカニズムと予防・制御・救助メカニズムを築き上げ、金融、ネットワークとデータ、人員の移動と公共衛生等分野の秩序と安全を保障する。

第8章 附則

第55条 本法に規定する条項について、本法の施行後、海南自由貿易港で全島保税運営、税制簡素統合の実施前に、国务院及びその関連部門と海南省は、本法に規定する原則に従い、職責分担に応じて、移行の具体的方法を制定し、海南自由貿易港の建設を推進することができる。

第56条 本法は 年 月 日より施行する。